



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次

(取扱課室名) ページ

○ 告示

1239	有害図書等の指定	(青少年・男女共同参画課).....	2
1240	大規模小売店舗の変更の届出	(商工振興課).....	2
1241	保安林の指定の解除予定	(森林整備課).....	3
1242	〃	(〃).....	3
1243	〃	(〃).....	4
1244	〃	(〃).....	4
1245	〃	(〃).....	4
1246	保安林の指定施業要件変更予定	(〃).....	4
1247	〃	(〃).....	5
1248	〃	(〃).....	5
1249	〃	(〃).....	5
1250	〃	(〃).....	6
1251	〃	(〃).....	6
1252	地籍調査の成果の認証	(用地対策課).....	7
1253	〃	(〃).....	7
1254	〃	(〃).....	7
1255	〃	(〃).....	8
1256	〃	(〃).....	8
1257	道路の区域変更	(道路保全課).....	9
1258	〃	(〃).....	9
1259	〃	(〃).....	10
1260	道路の供用開始	(〃).....	10
1261	道路の区域変更	(〃).....	10
1262	道路の供用開始	(〃).....	11
1263	都市計画区域の変更	(都市政策課).....	11
1264	準都市計画区域の指定	(〃).....	11
1265	平成16年和歌山県告示第506号(都市計画区域のうち用途地域の指定のない区域内の建築物の建ぺい率、容積率及び各部分の高さの限度)の一部改正	(〃).....	12
1266	宅地建物取引士講習の指定	(建築住宅課).....	12

○ 選挙管理委員会告示

85	政治団体の届出事項の異動の届出	12
86	資金管理団体の指定の取消しの届出	13
87	政治団体の解散の届出	13
88	政治団体の設立の届出	14
89	資金管理団体の届出	14

告 示

和歌山県告示第1239号

和歌山県青少年健全育成条例（昭和53年和歌山県条例第36号）第13条第1項の規定により、有害図書等として、次のものを平成30年10月20日指定した。

平成30年11月30日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

種 別	図 書 等 名	コード番号	発 行 所 名
雑 誌	エキサイティングマックス! 12月号	02091-12	ぶんか社
雑 誌	週刊実話ザ・タブー 12月7日号	20327-12/7	日本ジャーナル出版
雑 誌	昭和の謎99 2018年昭和の大衆娯楽号	68520-39	ミリオン出版
月 刊 誌	裏モノJAPAN 12月号	01805-12	鉄人社
コミック	ビーボーイゴールド 12月号	17779-12	リブレ
コミック	麗人 11月号	09613-11	竹書房
コミック	ダリア 12月号	05839-12	フロンティアワークス
コミック	BOY'Sピアス禁断 11月号	18067-11	ジュネット
雑 誌	実話ナックルズ 12月号	04877-12	ミリオン出版
雑 誌	実話ナックルズGOLD Vol.4	68520-30	ミリオン出版

指定理由

著しく性的感情を刺激し、著しく粗暴性若しくは残忍性を助長し、又は犯罪若しくは自殺を誘発し、若しくは著しくこれを助長する等青少年の健全な育成を阻害するおそれがある。

和歌山県告示第1240号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項及び第2項の規定により、大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項の規定により公告する。

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、「(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 (2) 連絡先の電話番号 (3) 大規模小売店舗の名称 (4) この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見」を記載した意見書を、本日から4月以内に和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課に到着するように提出すること。

なお、提出された意見は法第8条第3項の規定により公告し、縦覧に供する。

平成30年11月30日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
セントラルシティ和歌山
和歌山県和歌山市小雑賀805番1外
- 2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社オークワ 代表取締役 神吉康成
和歌山県和歌山市中島185番地の3
ゼビオホールディングス株式会社 代表取締役 諸橋友良

福島県郡山市朝日三丁目7番35号

3 変更する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 縦覧図書のとおり

(変更後) 縦覧図書のとおり

(2) 荷さばき施設の位置及び面積

(変更前) 425㎡

(変更後) 438㎡

(3) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

(変更前) 100.1m³

(変更後) 101.3m³

4 変更年月日

(1) 平成30年6月28日他

(2) 及び(3) 平成30年12月5日

5 変更する理由

(1) 小売業者変更のため

(2) 及び(3) 別棟増築のため

6 届出年月日

平成30年11月9日

7 届出の縦覧場所

和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課(和歌山市小松原通一丁目1番地)

和歌山市産業交流局産業部商工振興課(和歌山市七番丁23番地)

8 届出の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

縦覧期間 平成30年11月30日から平成31年4月1日まで

時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第1241号

次のように保安林の指定の解除をする予定であるから、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の2第1項の規定により告示する。

平成30年11月30日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 解除予定保安林の所在場所 田辺市中辺路町近露字逢坂2548の2

2 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備

3 解除の理由 指定理由の消滅

和歌山県告示第1242号

次のように保安林の指定の解除をする予定であるから、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の2第1項の規定により告示する。

平成30年11月30日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 解除予定保安林の所在場所 田辺市中辺路町近露字倉山2689の27

2 保安林として指定された目的 水源の^{かん}涵養

3 解除の理由 指定理由の消滅

和歌山県告示第1243号

次のように保安林の指定の解除をする予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成30年11月30日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 解除予定保安林の所在場所 田辺市中辺路町栗栖川字王子298の9、298の11、298の13
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 解除の理由 指定理由の消滅

和歌山県告示第1244号

次のように保安林の指定の解除をする予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成30年11月30日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 解除予定保安林の所在場所 田辺市中辺路町近露字串2735の4、2735の5、2735の8
- 2 保安林として指定された目的 水源の^{かん}涵養
- 3 解除の理由 指定理由の消滅

和歌山県告示第1245号

次のように保安林の指定の解除をする予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成30年11月30日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 解除予定保安林の所在場所 田辺市中辺路町川合字大島1388の2
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 解除の理由 指定理由の消滅

和歌山県告示第1246号

農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定である旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により、告示する。

平成30年11月30日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 海草郡紀美野町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業

局森林整備課及び海草振興局農林水産振興部林務課並びに紀美野町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第1247号

農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定である旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により、告示する。

平成30年11月30日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 田辺市（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 水源の涵養^{かん}
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び西牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第1248号

農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定である旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により、告示する。

平成30年11月30日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 田辺市（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 水源の涵養^{かん}
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び西牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第1249号

農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定である旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により、告示する。

平成30年11月30日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 田辺市（次の図に示す部分に限る。）

- 2 保安林として指定された目的 水源の^{かん}涵養
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
田辺市（次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び西牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第1250号

農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定である旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により、告示する。

平成30年11月30日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 東牟婁郡北山村（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 水源の^{かん}涵養
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び東牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに北山村役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第1251号

農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定である旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により、告示する。

平成30年11月30日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 東牟婁郡北山村（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 水源の^{かん}涵養
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計

画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び東牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに北山村役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第1252号

和歌山県海南市冷水の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成30年11月30日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県海南市
- 2 調査を行った時期
平成28年4月21日から平成30年1月22日まで
- 3 成果の名称
和歌山県海南市冷水の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県海南市冷水の一部地区
- 5 認証年月日
平成30年11月16日

和歌山県告示第1253号

和歌山県日高郡日高川町大字上初湯川の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成30年11月30日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県日高郡日高川町
- 2 調査を行った時期
平成28年4月1日から平成30年3月27日まで
- 3 成果の名称
和歌山県日高郡日高川町大字上初湯川の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県日高郡日高川町大字上初湯川の一部地区
- 5 認証年月日
平成30年11月16日

和歌山県告示第1254号

和歌山県日高郡日高川町大字三十井川の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成30年11月30日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県日高郡日高川町
- 2 調査を行った時期
平成28年4月1日から平成30年2月22日まで
- 3 成果の名称
和歌山県日高郡日高川町大字三十井川の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県日高郡日高川町大字三十井川の一部地区
- 5 認証年月日
平成30年11月16日

和歌山県告示第1255号

和歌山県有田郡有田川町大字修理川の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成30年11月30日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県有田郡有田川町
- 2 調査を行った時期
平成27年4月13日から平成29年10月30日まで
- 3 成果の名称
和歌山県有田郡有田川町大字修理川の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県有田郡有田川町大字修理川の一部地区
- 5 認証年月日
平成30年11月16日

和歌山県告示第1256号

和歌山県有田郡有田川町大字東大谷の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成30年11月30日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県有田郡有田川町
- 2 調査を行った時期
平成27年4月13日から平成29年10月30日まで
- 3 成果の名称
和歌山県有田郡有田川町大字東大谷の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県有田郡有田川町大字東大谷の一部地区

5 認証年月日

平成30年11月16日

和歌山県告示第1257号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成30年11月30日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 道路の種類 県道

2 路線名 海南金屋線

区 間	新旧の別	敷地の 幅員 メートル	延 長 メートル	備 考 メートル
海南市重根字藪田1713番地先から同市扱沢字赤松664番地先まで	旧	4.83 } 53.83	6,267.05	
同上	新	4.83 } 53.83	6,267.05	
同上	新	8.83 } 82.77	2,784.87	仮称鏡石トンネル L=1,138.58 仮称別所橋 L=47.50

和歌山県告示第1258号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成30年11月30日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 道路の種類 県道

2 路線名 海南金屋線

区 間	新旧の別	敷地の 幅員 メートル	延 長 メートル	備 考
有田郡有田川町大字上六川字下奥506番地先から同町大字上六川字下ノ段1038番1地先まで	旧	5.72 } 38.84	3,660.38	
同上	新	5.72 } 38.84	3,660.38	
有田郡有田川町大字上六川字下奥497番地先から同町大字上六川字下ノ段1038番1地先まで	新	7.98 } 75.95	2,275.81	

和歌山県告示第1259号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成30年11月30日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 御坊湯浅線

区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備 考
有田郡広川町大字唐尾字鈴河西原1567番6地内	旧	31.46 } 34.99	12.50	
同上	新	31.46 } 41.00	12.50	

和歌山県告示第1260号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成30年11月30日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 道路の種類 県道
- 路線名 御坊湯浅線
- 供用開始の区間 有田郡広川町大字唐尾字鈴河西原1567番6地内
- 供用開始の期日 平成30年11月30日

和歌山県告示第1261号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成30年11月30日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 井関御坊線

区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備 考
日高郡日高町大字原谷字井谷610番1地先から同町大字原谷字菖蒲谷1836番1地先まで	旧	9.09 } 47.94	87.10	

同上	新	11.76 } 56.24	86.30	
----	---	---------------------	-------	--

和歌山県告示第1262号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成30年11月30日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 県道

路線名 井関御坊線

供用開始の区間 日高郡日高町大字原谷字井谷610番1地先から同町大字原谷字菖蒲谷1836番1地先まで

供用開始の期日 平成30年11月30日

和歌山県告示第1263号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第5条第6項の規定において準用する同条第5項の規定により、都市計画区域を次のように変更する。

平成30年11月30日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 都市計画区域の名称

田辺都市計画区域

2 変更後の都市計画区域に含まれる土地の区域

和歌山県田辺市あけぼの、たきない町、むつみ、磯間、栄町、下屋敷町、下万呂、学園、元町、古尾、江川、高雄一丁目、高雄二丁目、高雄三丁目、今福町、紺屋町、秋津町、上の山一丁目、上の山二丁目、上屋敷一丁目、上屋敷二丁目、上屋敷三丁目、上万呂、新屋敷町、新庄町、新万、神子浜一丁目、神子浜二丁目、神島台、扇ヶ浜、中屋敷町、中万呂、朝日ヶ丘、天神崎、東山一丁目、東山二丁目、南新町、南新万、福路町、文里一丁目、文里二丁目、片町、宝来町、芳養松原一丁目、芳養松原二丁目、北新町、本町、末広町、湊、明洋一丁目、明洋二丁目、明洋三丁目、目良、稲成町字奥江原、字下組、字丸橋、字岩城山、字荒光、字糸田、字小家川、字松之平、字上田山、字新江原、字西沖代、字西皆代、字中之段、字長田、字堤谷、字天王原、字東皆代、字東江原、字南江原、字馬場平、字別庄、字峯ノ原、字北沖代、字北皆代、字北江原、芳養町字サビ、字阿阪、字井原、字茨谷、字下川原、字後路茂谷、字四丁、字七石、字小屋谷、字清地路、字西炭竈、字大屋谷、字大谷、字大坪、字竹之内、字中井、字津葉井、字津葉木、字田尻、字田中、字東井原、字東炭竈、字藤原、字梅木、字裕谷、字方原、字目良ヶ谷、城山台の一部、稲成町字動鳴気の一部、字惑在の一部、芳養町字坂本の一部、字曾別当の一部（地先公有水面を含む。）

和歌山県告示第1264号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第5条の2第1項の規定により、準都市計画区域を次のように指定し、平成31年4月1日から施行する。

平成30年11月30日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 準都市計画区域の名称

田辺準都市計画区域

2 準都市計画区域に含まれる土地の区域

和歌山県田辺市下三栖、中三栖字宇井代、字下ノ岡、字下芝、字河野、字広、字更川、字細井、字上芝、字正田、字中芝、字中之町、字東之元、字堂、字堂の前、字富家、中芳養字栗野、字原田垣内、字高尾津、字寺田、字杉の尾、字西宮代、字中嶋、字東宮代、字片井、字脇田垣内、上秋津字宇井田、字羽山、字園原、字岡代、字下左向、字柿平、字岩内、字山田代、字松本、字上左向、字中代、字藤谷、字柏木、字平岡、字平野代、字峯岡、字門田、城山台の一部、中芳養字稲井の一部、字鎌代の一部、字千町の一部、字長屋谷の一部、字津志野の一部、字内梅の一部、字尾崎の一部、字矢代の一部、上秋津字川中口の一部、字露之元の一部

和歌山県告示第1265号

平成16年和歌山県告示第506号（都市計画区域のうち用途地域の指定のない区域内の建築物の建ぺい率、容積率及び各部分の高さの限度）の一部を次のように改正し、平成31年4月1日から施行する。

平成30年11月30日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

表中「田辺都市計画区域」の次に「及び田辺準都市計画区域」を加える。

和歌山県告示第1266号

宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第22条の2第2項本文（同法第22条の3第2項において準用する場合を含む。）の規定により、宅地建物取引士証の交付を受けようとする者及び宅地建物取引士証の有効期間の更新を受けようとする者が受講しなければならない講習を次のとおり指定する。

なお、昭和56年和歌山県告示第340号（宅地建物取引主任者講習の指定）は、平成30年11月29日限り廃止する。

平成30年11月30日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 公益社団法人和歌山県宅地建物取引業協会又は公益社団法人全日本不動産協会が宅地建物取引士に対する講習の実施要領（昭和55年建設省告示第1798号）に従って和歌山県内で実施する講習
- 2 1の講習を受講することができないやむを得ない事由があると知事が認めるときは、他の都道府県知事が宅地建物取引業法第22条の2第2項本文（同法第22条の3第2項において準用する場合を含む。）の規定により指定する講習

選挙管理委員会告示

和歌山県選挙管理委員会告示第85号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成30年11月30日

和歌山県選挙管理委員会委員長 小 濱 孝 夫

政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異 動 年月日
自由民主党和歌山 県看護連盟支部	石橋隆子	代表者	石橋隆子	松浦三代	平成 30.7.9

自由民主党紀の川市支部	根来公士	会計責任者	田村武	小坂欣也	平成 30.9.25
公明党和歌山県本部	多田純一	主たる事務所の所在地	和歌山市東長町五丁目81	和歌山市舟津町2-9-1	平成 30.10.9

その他の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
税理士による鶴保庸介後援会	川邑宗司	会計責任者	中慎之介	上野隆也	平成 30.9.29
まさきこうへい後援会	正垣耕平	主たる事務所の所在地	西牟婁郡上富田町朝来326-66	西牟婁郡上富田町朝来326-445	平成 30.10.15
仁坂吉伸有田市後援会	宮井清明	主たる事務所の所在地	有田市古江見15番地 川口ビル1階	有田市糸我町中番171	平成 30.10.29
仁坂吉伸白浜後援会	井潤誠	主たる事務所の所在地	西牟婁郡白浜町堅田1385	西牟婁郡白浜町3110	平成 30.11.1

その他の政治団体の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
日本薬業政治連盟和歌山県支部	西面久之	代表者	西面久之	赤澤旭	平成 30.10.1

和歌山県選挙管理委員会告示第86号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項第1号の規定による資金管理団体の指定の取消し及び同項第2号の規定による資金管理団体でなくなった旨の届出があったので、同法第19条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成30年11月30日

和歌山県選挙管理委員会委員長 小 濱 孝 夫

法第19条第3項第1号による届出

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	取消年月日
沖田公子	沖田公子後援会	平成 30.10.12
岡谷裕計	岡谷裕計後援会	平成 30.10.12
黒木良夫	黒木よしお後援会	平成 30.10.12
飯田敬文	敬友会	平成 30.10.25

和歌山県選挙管理委員会告示第87号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定による政治団体の解散の届出があったので、同条第3項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成30年11月30日

和歌山県選挙管理委員会委員長 小 濱 孝 夫

その他の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
鶴保庸介田辺後援会	柴田隆至	平成 30.9.30
「元気」な和歌山市をつくる会	田辺善彦	平成 30.10.10
沖田公子後援会	沖田公子	平成 30.10.12
岡谷裕計後援会	岡谷裕計	平成 30.10.12
黒木よしお後援会	黒木良夫	平成 30.10.12
くすもと文郎後援会	楠本祐史	平成 30.10.21
敬友会	飯田敬文	平成 30.10.25
飯田敬文後援会	根来公士	平成 30.10.25
日本のこころ有田市議会第一支部	池田敦城	平成 30.10.31

和歌山県選挙管理委員会告示第88号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定による政治団体の設立の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成30年11月30日

和歌山県選挙管理委員会委員長 小 濱 孝 夫

その他の政治団体

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
しばた学後援会	芝田学	芝田楓	御坊市湯川町丸山905番地6	平成 30.10.12
元気・和歌山市の実現を推進する会	赤松良寛	岩尾宏美	和歌山市中之島1260	平成 30.10.12
鶴保庸介田辺後援会	中田吉昭	田上雅人	田辺市北新町67	平成 30.10.17
小川はるみ後援会	野田智子	西岡敏	御坊市島342	平成 30.10.22

和歌山県選挙管理委員会告示第89号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第2項の規定による資金管理団体の届出があったので、同法第19条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成30年11月30日

和歌山県選挙管理委員会委員長 小 濱 孝 夫

資金管理団体の届出をした者 （代表者）の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	指 定 年月日
芝田学	御坊市議会議員	しばた学後援会	御坊市湯川町丸山905番地 6	平成 30.10.10